

宇治市公共工事の前払金に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号。以下「規則」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「前金払」とは、特に限定しない限り、次項に規定する中間前金払を含む。

2 この要領において「中間前金払」とは、規則第2条第2項に規定する中間前金払をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この要領における用語の定義は、規則の例による。

(前払の対象及び額)

第3条 前払金の対象となる工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第1項に規定する公共工事のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を当該公共工事の請負者に対して前金払をすることができる。

(1) 土木建築に関する工事（以下「工事」という。）のうち、予定価格が1件1,300,000円以上のものについては、前払金の額は請負代金の額に100分の40を乗じて得た額の範囲内とする。

(2) 土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する測量（以下「設計等」という。）のうち、予定価格が1件1,000,000円以上であるものについては、前払金の額は請負代金の額に100分の30を乗じて得た額の範囲内とする。

2 中間前金払に係る認定を受けた請負者が中間前払金の請求をすることができる額は、請負代金の額に100分の20を乗じて得

た額以内の額とする。

- 3 規則第2条に規定する前払金の計算の結果、前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（支払条件の提示）

第4条 前条に規定する前払対象の土木建築に関する工事の契約を締結する場合において、当該契約の申込の誘引（公告、公示、指名通知等）をしようとするときは、当該申込の相手方に対して前払金の支払条件を入札通知書、設計図書等により提示するものとする。

- 2 前項の支払条件は、前払金の有無、各会計年度における支払限度額の割合、各会計年度における支払方法、その他必要な事項を、それぞれ必要に応じて提示しなければならない。

（契約書の規定事項）

第5条 前払金を支払う契約には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- （1）規則第2条各項に掲げる条件及び計算で前払金を支払うこと。
- （2）前払金の請求手続に関すること。
- （3）請負金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- （4）保証契約の変更に関すること。
- （5）部分払において控除すべき前払金の額等に関すること。
- （6）前払金の使途制限に関すること。
- （7）保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。
- （8）債務負担行為に係る契約にあっては、前各号に掲げるもののほか、各会計年度における請負代金の額の支払限度額、支払限度額に対応する出来高予定額、各会計年度における前払金の支払方法等に関すること。

（前払金の請求及び支払）

第 6 条 当該公共工事の請負者が、前払金の支払を受けようとするときは、別に定める前払金請求書（中間前払金の請求の場合は請負工事中間前払金請求書。）を市長に提出するとともに、保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、かつ、当該保証証書を本市に寄託しなければならない。ただし、当該保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法（以下「電磁的方法」という。）その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合においては、当該保証証書が寄託されたものとみなす。

2 保証契約は、契約の履行期限を保証期限とするものでなければならない。

3 規則第 2 条第 1 項各号に規定する前金払（中間前金払を除く。）の請求期限は、概ね契約締結後 1 月以内とする。ただし、特別の事情があり、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

4 中間前金払をしようとするときは、あらかじめ、別に規定する中間前金払に係る認定を受けたものでなければならない。また、規則第 2 条第 1 項第 1 号に規定する前金払（中間前金払を除く。）を受けたものでなければならない。

5 前払金の支払は、請求を受けた日から起算して 14 日以内に行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。

（中間前金払に係る認定）

第 7 条 請負者は、中間前金払に係る認定を受けようとするときは認定の請求書に工事履行報告書及び別に資料が必要な場合はその資料を添えて請求しなければならない。

2 当該工事に関して財務規則第 122 条第 1 項により監督をする者の所属の長は、請負者から中間前金払に係る認定の請求があったときは、請求を受けた日から起算して、書類の不備又は特別の

事情がある場合を除き 7 日以内に次の各号のすべてを満たしているかを調査し、その認定の結果を請負者に通知しなければならない。

(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

(2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

3 前 2 項に定めるもののほか、当該認定に係る取扱いについては別に規定するものとする。

(前払金の使途制限)

第 8 条 請負者は、前払金を次の各号に掲げる工事及び設計等について、それぞれ当該各号に定める経費以外の支払いに充当してはならない。

(1) 規則第 2 条第 1 項第 1 号に定める工事 材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる額は、前払金の 100 分の 25 以内の額に限る。

(2) 規則第 2 条第 1 項第 2 号に定める設計等 材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(変更による前払金の追加払等)

第 9 条 前金払をした後において、請負代金の額が著しく増額又は減額した場合には、当該工事の請負者に対して、次の各号により取り扱うものとする。

(1) 請負代金の額が著しく増額された場合において規則第2条第1項第1号に定める工事については、その増額後の請負代金の額の100分の40（中間前払金の支払をしているときは100分の60）を、規則第2条第1項第2号に定める設計等については、その増額後の請負代金の額の100分の30から支払済みの前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払をすることができる。

(2) 請負代金の額が著しく減額された場合において、支払済みの前払金の額が減額後の請負代金の額の100分の50（中間前金払の支払をしているときは100分の60）を超えるときは、その超過額を還付させなければならない。

(3) 前2号に定めるもののほか、詳細については契約書等において規定するものとする。

（前払金の返還）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 保証契約が解約されたとき。

(2) 請負契約が解除されたとき。

（保証契約の変更）

第11条 請負者は、第9条の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を直ちに本市に寄託しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、請負代金の額が減額された場合において保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに本市に寄託しなければならない。

3 請負者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合においては、当該保証証書が寄託されたものとみなす。

- 4 前払金額の変更を伴わない履行期限の変更が行われた場合には、請負者をして、その旨を保証事業会社に直ちに通知させるものとする。

(中間前払と部分払の関係)

第12条 部分払いをした後にあっては、中間前金払をすることができない。

- 2 中間前金払をした後にあっては、部分払をすることができない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特例)

第13条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

(1) 出来高額 出来高部分及び設計図書で部分払の対象に指定した工事材料につき、工事内訳書の単価に基づいて計算した請負代金相当額をいう。

(2) 出来高超過額 当該会計年度末における出来高額が当該会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、翌会計年度の当初に支払う当該超過額をいう。

- 2 債務負担行為に係る契約にあたっては、当該契約のうち各会計年度に係る部分をそれぞれ単独の単年度契約とみなして、規則及び前条までの規定を準用する。この場合において「請負代金の額」とあるのは「請負代金の額のうちその年度に予定する工事に対応する出来高予定額（ただし、出来高超過額を支払ったときは、これを控除した額。）」と、「工期」とあるのは「全工期のうちその年度に予定する工事に対応する工期」と、「作業に要する経費」とあるのは「全作業に要する経費のうちその年度に予定する工事に対応する経費」と、「履行期限」とあるのは「その年度において履行すべき期間の末日」と読み替えるものとする。
- 3 前項の場合において、前会計年度末における出来高額が前会計年度に予定する工事に対応する出来高予定額に達しないときには、その出来高額が前会計年度に予定する工事に対応する出来高予

定額に達するまで当該会計年度の前払金をすることができない。

- 4 前項に規定する場合においては、当該出来高額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては第 12 条第 3 項の規定を準用する。
- 5 第 2 項の場合においては、各会計年度において中間前金払をすることができる。ただし、当該会計年度において、出来高超過額の支払以外の部分払を請求した後にあっては、この限りでない。
- 6 第 2 項の場合において、当該会計年度末における出来高額が当該会計年度に予定する工事に対応する出来高予定額に達したときは、中間前金払をした後であっても、当該会計年度において部分払をすることができる。
- 7 第 2 項の場合においては、契約を締結した会計年度について前払金を支払わない旨の支払条件を提示することができる。

附 則

この要領は、平成 12 年 12 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。